

# 国民健康保険または 後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ

令和6年12月2日より現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行が予定されていますが、切り替えがまだ済んでいない方も申請不要で「資格確認書」が届けられ、これまでどおり保険診療が受けられます。

また、現在お持ちの保険証は、12月2日以降も保険証に記載のある有効期限（令和7年7月31日）まで使用することができます。（令和7年7月31日までに70歳または75歳になる方などは有効期限が異なります。）

## 【八雲町国民健康保険】

- 12月2日以降に新規加入する方や資格情報に変更があった場合は、マイナ保険証を持っている方には資格情報を通知し、**マイナ保険証を持っていない方には「資格確認書」を発行します。**
- 現在お持ちの保険証を紛失した場合は再発行できませんので、今後はマイナ保険証をお使いいただくか、マイナ保険証を持っていない方には「資格確認書」を発行します。
- 令和7年8月の年次更新時についても同様に、マイナ保険証を持っている方には資格情報を通知し、マイナ保険証を持っていない方には「資格確認書」を発行する予定です。（申請不要）
- 限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証は、12月2日以降も引き続き新規発行・再発行を行います。なお、マイナ保険証を持っている方は、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

## 【後期高齢者医療制度】

- 12月2日以降に新規資格取得する方や資格情報に変更があった場合、または、保険証を紛失した場合は、暫定的な運用として、**令和7年8月の年次更新までの間はマイナ保険証の保有状況にかかわらず、全ての被保険者に対し「資格確認書」を交付します。**
- 令和7年8月の年次更新時には、マイナ保険証を持っている方には資格情報を通知し、マイナ保険証を持っていない方には「資格確認書」を発行する予定です。（申請不要）
- 限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証は、12月2日に新規発行・再発行を終了し、「資格確認書」で限度額の区分が確認出来るようになります。なお、12月1日までに交付した限度額証は、12月2日以降も限度額証に記載のある有効期限（令和7年7月31日）まで使用することが可能です。

※八雲町国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の健康保険証（勤務先の健康保険、他市町村の国民健康保険、職域の国保組合等）については取り扱いが異なる場合がありますので、詳細は各健康保険証の保険者に直接お問い合わせください。

※マイナンバーカードを健康保険証として登録するには、以下の方法があります。

- ①医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- ②マイナポータルから行う
- ③セブン銀行ATMから行う

詳しくは、厚生労働省HPをご覧ください。



厚生労働省HP

【問い合わせ先】 住民生活課国民健康保険係 ☎0137-62-2112